

月次給付金の対象ではなかった…

新型コロナウイルスによる収入減の事業者へ

特別応援金

長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上が大きく減少した県内の中小企業者等のうち、国の「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」を受給していない事業者の皆様を対象に、「長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金」の支給が長野県より発表されました。

支給対象 長野県内の幅広い業種の中小企業者等が対象

《主な要件》

【法人等】長野県内に本店等があり、長野県内で法人税を納税していること

【個人事業者】長野県内に住所があり、長野県内で事業収入等の確定申告を行っていること

・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2021年4月～6月のいずれかの月の事業収入等が、2019年または2020年の同じ月と比べて50パーセント以上減少していること

- ・国の月次支援金の4月～6月分を申請していないこと（7月分以降の申請は除く）
- ・公共法人・地方公共団体が50パーセント以上出資する法人・政治団体に該当しないこと
- ・被扶養者に該当しないこと

支給金額 【申請は1事業者につき1回限りです】

中小法人等 上限額 20万円

個人事業者 上限額 10万円

（基準月の事業収入等）－（対象月の事業収入等） ※1,000円未満切り捨て

申請受付期間 2021年（令和3年）8月2日（月）～9月30日（木）

郵送受付のみということです。詳しい申請方法・申請書類のダウンロードは、特別応援金のホームページをご覧ください。

長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金 事務局

特別応援金ホームページ <https://www.shinshu-ouen.jp/>

特別応援金

【長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金事業】



上原会計事務所

松本市島立 1095 番地 1 デザインセンタービル 2F

TEL : 0263-88- 2514 FAX : 0263-88- 2516